



# 特集

## 消防団の活性化で 地域防災力を増す

近年、震災や各種自然災害が頻発する中、消防団の存在は重要性を増しています。東日本大震災でも、多くの団員が救援活動に従事し重要な役割を果たしました。しかし、団員数の減少、高齢化が顕著になっています。そのような状況下で、国は昨年12月に「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」を成立させ、施行しました。

今回の特集では新たな法律の内容を踏まえ、消防団の現状と課題、団員確保の必要性、さらには東日本大震災で見られた消防団員の安全面に関する教訓などを紹介し、自治体による消防団員確保などの取り組み事例をご紹介します。

寄稿 1

### 大震災の教訓を踏まえた消防団員の在り方

兵庫県立大学防災教育センター長 室崎益輝

寄稿 2

### 地域の基盤を担う消防団

公益財団法人日本消防協会会長 秋本敏文

寄稿 3

### 消防団の充実強化に向けて

総務省消防庁国民保護・防災部地域防災室長 河合宏一

寄稿 4

### 消防団活動強化への甲斐市の取り組み

甲斐市長 保坂 武

寄稿 5

### 地域と協働した消防団への取り組みについて

松阪市長 山中光茂

寄稿 6

### 松山市型・消防団の充実強化への取り組み

松山市消防団長 井戸善昭

# 大震災の教訓を踏まえた 消防団員の在り方

兵庫県立大学防災教育センター長

むろさきよしてる  
室崎益輝



## はじめに

阪神・淡路大震災と東日本大震災は、わが国の防災における消防団と消防団員の重要性を改めて認識させるとともに、次の巨大災害に向けてのその在り方を厳しく問い掛けるものであった。そこで本稿では、消防団や消防団員にかかわる大震災からの教訓を確認するとともに、それを踏まえてのこれからの在り方を、特に消防団員に焦点を当てて論じることとしたい。

## 消防団から見た大震災の教訓

最初に、2つの大震災が消防団や消防団員に投げ掛けた教訓や課題を整理しておこう。その教訓の第1は、大規模な災害になればなるほど、消防団の果たす役割が極めて大きくなる、ということである。災害が広域になり被害が甚大になると、警察や常備消防などの公的なサービスが、被災地の隅々まで行き届かなくなる。その結果として生まれる「支援

の大きな隙間」を、専門性もあり組織性もある消防団が献身的な努力で埋めることにな

る。「最初から最後まで」という言葉があるが、専門家として災害現場に最初にやって来るのが消防団で、最後まで災害現場に留まって活動するのも消防団である。阪神・淡路大震災でも、東日本大震災でもそうであった。

教訓の第2は、人員や装備などが貧困な状態にある消防団では、期待される十分な減災効果を上げることができない、ということである。阪神・淡路大震災では、芦屋市や西宮市など消防団がポンプ自動車を持っていたところでは、市街地大火を消防団の働きで抑えているが、長田区や灘区のように消防団がポンプ自動車を持っていなかったところでは、市街地大火を許す結果になっていた。東日本大震災では通信手段はもとより、救命胴衣も持っていなかったという点で、消防団員も津波に巻き込まれている。安全靴も救命装備も持っていないという状況で、効果的に救命や救助の

活動を展開することができていない。

教訓の第3は、上述の装備の問題ともかわるが、消防団員の命を守るための態勢や活動指針あるいは教育が十分でなかったため、多くの犠牲を消防団員に強いる結果になった、ということである。東日本大震災では、254名に及ぶ消防団員が死亡もしくは行方不明となっている。その多くは、水門閉鎖や避難誘導に手間取り、逃げるタイミングを逸して、津波に巻き込まれ死亡している。津波などに関する危険情報が団員に届かなかったことに加えて、消防団員の津波に対する行動マニュアルが整備されていなかったことが、逃げ遅れの原因と考えられる。消防団員には、その正義感や使命感から、命を顧みず活動する性向があるが、まずは自らの命を守ることを優先する活動スタイルを、身につける必要がある。

教訓の第4は、コミュニティが災害に強くならないければ、いくら消防団が奮闘しても、その危急時の対応には限界がある、とい

うことである。住民やコミュニティと消防団員との信頼関係や協働関係を事前に築いておかないと、非常時に連携して対処することは困難である。住民が消防団員の説得に応じず避難しようとしなかったことに典型的に示されるように、住民自身が的確に行動できるよう日ごろから教育されており、消防団員の指示に従って行動するようになっていないと、チームプレーとしての救助や避難がうまくいかない。

### 消防団員の安全確保とケアの対策

先に述べたように、大規模な災害になるほど消防団員の役割が大きくなり、それだけ過酷な活動を消防団員は強いられることになる。それだけに消防団員が、大災害での期待される役割をしっかりと果たせるよう、また大災害時に殉職や惨事ストレスなどの犠牲を強いられないよう、活動環境の改善や教育訓練の充実さらにはストレスケアの確立を図ることが、喫緊の課題となっている。

#### (1) 消防団員の装備などの充実

阪神・淡路大震災で消防団が効果的に消火活動を展開できなかったのは、ポンプ自動車を持っていなかったからである。その反省を踏まえて、消防団にポンプ自動車を積極的に配備するようになってきている。ただ、中古のポンプ車や簡易な積載車でお茶を濁されているところも少なくない。コンパクトなものであっても、高性能で多様な機能

を持ったポンプ自動車を、消防団に配備するよう心掛けたい。

東日本大震災では、津波の到達時間などの情報が消防団員に伝えられなかったことが、団員の殉職につながった。それだけに、団員一人一人に確実に情報を伝達するための無線などの通信機器の整備を図ることが求められる。多様で多重の情報伝達手段を整備して、それぞれの隊との双方方向の通信を可能にすること、団員すべてに避難などの指示が伝えられるようにすることが欠かせない。それに加えて、安全靴やライフジャケットなどの基礎的な装備の充実を図ることも、忘れてはならない。

#### (2) 消防団員の業務などの軽減

東日本大震災では、一人の消防団員に平均して4〜5の水門を閉鎖することが課せられていた。短時間にそれを全うすることは不可能である。さらに、一人の消防団員が水門閉鎖だけではなく、消火も救助もさらには避難誘導もしなければならぬ状況に置かれている。この能力を超えた過大で過剰な業務量も、団員の殉職の原因と考えられる。それだけに、水門閉鎖の自動化などにより、団員の負担をできる限り減らす努力が求められる。

水門閉鎖を消防団員がする必要はあるかどうかの検討も必要であろう。また、避難誘導や遺体捜索などの活動をほかの機関や組織と分担すること、消防団に対する多様な応援のシステムを構築することなどによ

り、団員の負担を軽減することも考えなければならぬ。さらに、負担軽減するということでは、遠隔地の消防団が広域応援に入る、消防団OBを予備群として投入することも、考えたい。

#### (3) 消防団員の活動基準などの整備

東日本大震災では、津波に対しての退避基準が設定されていなかった。そのことが、逃げ遅れにつながっている。水門閉鎖をどの時点で中止するのか、避難の説得に応じない住民にどうするのかといった、活動基準をあらかじめ決めておかねばならない。消防団員の安全管理マニュアルを策定しておかねばならないのである。今年の6月時点での消防庁の調査によると、半数以上の市町村で津波対応の安全管理マニュアルが未策定ということである。消防団員のみならず、住民の命にかかわる問題であり、早急に策定しなければならない。

ところで、退避などの活動基準が必要なのは、津波に対してだけではない。市街地大火においても、周囲を火炎に取り囲まれ逃げ遅れることが、関東大震災や空襲時の経験からも避けられない。となると、消火活動や救助活動をどの時点で中止し、避難するかの基準も作っておく必要がある。

#### (4) 消防団員の教育などの強化

重要な任務に因應するためには、個々の消防団員の能力や資質の向上を図ることが避けられない。東日本大震災では、津波に対する危

機感が欠落していたこと、ハザードマップや津波情報に関する理解が不足していたことも、団員の不適切な行動や犠牲につながっている。それだけに、危険事象に関する理解を深めるための教育、安全管理マニュアルに即しての訓練を、団員を対象として実施する必要がある。

#### (5) 消防団員のケアなどの実施

最後に消防団員の心身の管理やケアの体制についても触れておきたい。消防団員も一人の人間である。その視点から、安全確保を図ることを優先的に進めながら、惨事ストレスのケアに努める必要がある。阪神・淡路大震災でも、凄惨な現場を目の当たりにしたこと、被災者を救えなかったという後悔などが、惨事ストレスを生み出した。東日本大震災では、それらに加えて、消防団の仲間が波に飲み込まれる現場を見た、過酷な仕事長期に及んだことなどから、一層深刻な惨事ストレスに襲われている。こうした団員に対しては、心のケアの専門家などを派遣してその緩和を図ることが求められる。

### 地域防災力の向上と消防団

教訓の考察のところ、コミュニティそのものが災害に強くなることの必要性を指摘した。そこで、このコミュニティの強化とのかかわりで、消防団や消防団員の在り

方を考えたい。ところで、昨年、防災にかかわる2つの重要な法改正と法制定があった。その一つは、災害対策基本法が改正されて、「地区防災計画」の策定が積極的に図られるようになったことである。もう一つは、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」が制定されたことである。いずれも、2つの大震災の教訓を踏まえ、コミュニティ防災の重要性を強く意識した上での法整備である。

どちらの法整備も、大規模な災害が発生した時には、地域密着型の共助や互助の仕組みが不可欠であること、にもかかわらず高齢化などの進展で、従来型のコミュニティでは対応できないことから、新しいコミュニティ防災の創造を目指している。地区防災計画は、コミュニティ単位で「手づくりの防災計画」「わがまちの防災計画」を策定するものであるが、その策定の中心メンバーとして、消防団員が期待されている。また、後者の「地域防災力充実強化法」ではタイトルにもあるように、地域防災力向上の取り組みの中心に消防団を置くことが強調されている。それは、大震災などで消防団の果たしてきた実績が、評価されてのことである。ということ、消防団や消防団員には、地域防災力あるいはコミュニティ防災の向上のために大きな役割を果たすことが課せ

られている。その責務に応えるために、差し当たり次の2つの課題に取り組むことが、消防団員には期待されている。

#### (1) 地域防災教育の推進者としての消防団員

学校教育や家庭教育と並んで地域教育が防災では欠かせない。地域の災害の伝承を図ること、地域ぐるみの防災訓練を実施すること、子どもたちに向けた防災教育を展開することが、そこでは期待される。その防災教育のリーダーとなるのが、防災の経験と知識が豊かな消防団員なのである。学校の課外活動や地域の公民館活動などと連携した、地域レベルでの防災教育の推進が求められる。

#### (2) 地域防災協働の推進者としての消防団員

コミュニティレベルの防災では、自主防災組織や事業所やボランティア団体などが連携すること、民生委員や防災士さらには社会福祉士などと協働することが欠かせない。この多様な担い手の連携や協働の中核となるのが、専門性も組織性もあつかう地域の信頼も高い消防団であり消防団員なのである。消防団員に地域防災のリーダーとしての役割を与えることは、消防団員の社会的地位を高めることにつながる。

参考文献 消防庁国民保護・防災部防災課 「東日本大震災を踏まえた大規模災害時における消防団活動のあり方等に関する検討会報告書」平成24年8月

# 地域の基盤を担う消防団

公益財団法人日本消防協会会長

あきもととしふみ  
**秋本敏文**



## 消防団って、何？

「俺たち消防団！」(藤田市男氏著)という消防団員が書いた本がある。「俺たち消防団！」は、訓練、現場活動、火災予防など、一生懸命やっているのに、消防団といえば「酒ばかり飲んでいる」などとみられている、これはどうにも我慢ならない、もっと消防団の本当の姿を知ってほしい、という本である。どうだろう、本当にそんなに知られていないのか。よく言われるのは、消防署と消防団の区別がわかる人が少ない、である。これはどうも本当らしい。消防団のことをご存じない方が多いのは、消防団関係者にとっては悲しいのだが、ご存知ない方を批判しても問題解決にはならない。もっと多くの人に知ってもらえるように、消防側としても努力しなくてはならないと考えるべきだろう。

## 消防団は大事

とはいえ、東日本大震災を経験して、消防

団の活動ぶりが知られるにつれ、消防団は大事と思う人が増えてきた。東日本大震災では、マグニチュード9.0の大地震と巨大津波、火災などで、約2万人もの方々がなくなった。発災直後は、もっぱら地元の消防団が水門閉鎖、救助、避難誘導、消火等を実施したが、不十分な装備、情報不足、平日昼間の団員不足などで大変なご苦労をされた。これらの活動は高く評価されたが、消防団員の死亡行方不明は254人にとぼるといふ大変つらい事態ともなった。このようなことは、絶対に二度と繰り返してはならない。こうしたことを経て、その後の様々な災害、事故の際の



東日本大震災被災状況



消防団の活動

消防団の活動もこれまで以上に注目されるようになった。

## 阪神・淡路大震災の教訓

このような消防団の重要性に対する注目は、実は既に、阪神・淡路大震災の体験の中にあつた。この時、緊急消防援助隊を創設して、全国に1000隊以上、消火隊のほか救

助隊、後方支援隊、指揮隊など部隊編成にも  
教訓を活かしてこれまでにない全国的な応援  
体制を整備した。自治体消防という基本を維  
持しながら、消防庁の統括的な指揮のもとに  
全国的な応援体制を整えるという日本独自の  
消防体制である。画期的であり、大きな意義  
があり、東日本大震災などその後の大規模な  
災害では必ず重要な活動をした。私は、たま  
たまその時に自治省消防庁長官の職にあり、

この体制整備に関わらせていただいたが、そ  
の頃常にみんなと話していたのは、もうひと  
つ、消防団を中心とする地域の消防体制の重  
要性であった。何しろ、発災時は他の応援部  
隊はもちろんいない。到着までには相当の時  
間がかかる。発災直後は、すべて地元で対応  
しなければならない。その時に、消防団がど  
う対応できるか、地元の住民の皆さんなどが  
どう行動できるかが全てである。もちろん、  
地元の常備消防は懸命に活動するが、大きな  
災害になれば常備消防の人数、装備だけでは  
対応しきれない。ある程度の人数を持つ消防  
団の重要性が大きくなるが、それだけでも対  
応しきれない。住民の皆さんの協力のもと  
に、地域全体で何とか対応していかなければ  
ならない。全国の皆さんにこのことをご理解  
いただくよう、神戸市消防局の皆さんのご協  
力をいただいて大震災の時の状況を30分の映  
像にまとめて全国に配付した。

しかし、その後の経過は、緊急消防援助隊  
が今や世界一と思われるほど整備される一方

で、消防団の装備は目立った改善が行われな  
いなど地域の消防体制にはさしたる変化は見  
られなかったように思われた。そのような中  
で、東日本大震災の悲惨な事態を迎えたので  
ある。もつと何とかならなかったのかという  
個人的な思いが強い。もちろん、緊急消防援  
助隊の充実強化は重要である。しかし、併せ  
て消防団を中心とする地域の消防体制を強化  
しなければならないのである。

### 消防団が日本消防の柱であった

日本の消防は、今日、全国にわたって常備  
消防（消防署）と消防団が並立する体制であ  
り、それぞれが特徴を発揮して連携協力して  
いる。このように整備された体制を持つてい  
る国は、私の知る限り、日本のみである。し  
かし、このようになったのは、せいぜい30〜  
40年前であり、それまでの100年近くは現  
在の欧米諸国同様、国土の多くは消防団のみ  
が消防活動を担ってきた。消防団が地域の消  
防そのものであり、消防団が地域の安全を  
守ってきたのである。この伝統は、まだ多く  
の地域に残っており、特に常備消防の職員が  
比較的少ない地域では、災害発生時など消防  
団が中心的な役割を担っている。

平成25年11月25日に東京で開催した消防団  
120年・自治体消防65周年記念大会では、  
単に第二次大戦後に発足した消防に関する制  
度の節目の年を記念するだけでなく、制度の  
変遷を超えた日本消防の実態そのものを回顧



消防団120年・自治体消防65周年記念大会 放水訓練 腕用ポンプによる放水

しながらこれからのあり方を展望する大会に  
したいと考え、全国的に統一した消防の組織  
化がスタートすることとなった消防組規則制  
定の明治27年を出発点として、あれから  
120年、消防団120年を大会の名称に掲  
げることとした。これは初めてである。こう  
して消防団こそが長年にわたり日本消防の歴  
史を担ってきたこと、日本消防の柱であった  
ことを明らかにしようとしたのである。勿  
論、災害・事故の様相が変化しているの  
で、他に職業を持ちながら活動している消防団の  
対応には限界もあるが、逆に大規模な災害の  
発生時や日常的な身近な活動は、地域に密着  
し、地域住民の仲間でもある消防団、ある程



消防団120年・自治体消防65周年記念大会 天皇皇后両陛下下御臨席



三権の長 祝水

られて、やがて立法化への動きが見られるようになり、前述の消防団120年・自治体消防65周年記念大会の盛り上がりの中で、平成25年12月5日、この法律が成立した。これは、まず消防団について、地域防災力の

**消防団を中心とした地域防災力充実強化大会の開催**  
そのため、総務省消防庁などのご協力も

中核として欠くことのできない代替性のない存在であるとして、その抜本的な強化のため、国及び地方公共団体は、必要な措置を講ずるものとされた。これまでの法制で消防団をこのように明確に位置づけたものはない。また、地域の総力結集による地域防災力の充実強化を進めることとし、将来にわたるその担い手として女性防火クラブや少年消防クラブが法律に初めて登場し、その育成支援の方向が定められ、また、消防団の地域における指導的な役割についても定められた。これは画期的な法律であり、今後の消防防災体制の強化に極めて大きな意義を有する。しかし、この法律によって自動的に成果が生ずるのではない。この法律の趣旨を活かすため、考えられる限りの具体的な動きを展開して、そうして初めて得られる。消防団の充実強化にとって装備の改善は重要な課題であるが、この法律を背景として、消防庁は消防団の装備の基準を大幅に改めた。この新たな基準によりながら、個々の市町村が、地方財政措置を活用して必要な予算措置をして、初めて消防団の装備は改善される。こうした地道な取り組みが必要であるが、一方、地域防災力の強化には、国民運動的な盛り上がりが必要である。

### 消防団が地域防災の中核―日消意見

こうしたことを背景に、東日本大震災後、平成24年2月、日本消防協会は、「東日本大震災後の我が国消防のあり方に関する意見―消防団を中心として―」を発表した。東日本

度多数の人員を持つ消防団でなければできないことも多い。

なお、この大会は、天皇皇后両陛下のご臨席を仰ぎ、安倍内閣総理大臣をはじめとするご来賓のご出席をいただいで、全国の消防団を中心に3万7000人が参加し、盛大に執り行うことができた。ご協力賜った方々には深く感謝申し上げます。

### 消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の成立

大震災時のような事態を絶対に繰り返さないようにするために、今後、どのように消防体制をつくっていくかという観点から、特に消防団の充実強化の方向性を明らかにするとともに、企業、団体、一般住民の方々まで含む地域の総力を結集した地域総合防災力の強化を進めるといふもので、そのために新しい法律を制定することも提案した。

日本消防協会が、この意見を発表した後、しばらくは目立った動きが見られなかったが、取り上げてくださる国会議員の方々がお

と、日本消防協会が主催して、平成26年8月29日に東京国際フォーラムでこの大会を開催する。これは消防関係者だけでなく、医療、福祉、教育、経済、防災など極めて多方面の方々にご参加いただき、全国各地の防災への取り組み事例をご覧いただき、これからの地域防災力強化の必要性をご認識いただくことを目指すものである。このように、幅広く各界の方々にお集まりいただく防災のための国民的な大会は初めてである。これがスタートとなって全国各地でこのような動きが見られるようになることを願っている。

## 災害・事故の変化

以上のような当面の動きの中で、消防はいくつかの基本的な課題に直面している。

ひとつは、災害・事故の変化への対応である。東日本大震災の時に「想定外」という言葉が使われたが、その後に発生した台風、集中豪雨、大雪、竜巻など様々な災害の中には、これまでの経験では考えられないものが多い。施設の老朽化に伴う意外な事故もある。しかし、これらを「想定外」といつて済ますことはできない。地域による事情の相違はあるが、全国いつでも、どこでも、何でもある位の覚悟をもって対応体制を組んでおかなければならない。

消防に求められる活動にも変化がある。か

つての消防は、まさにファイアーマン、火消しであったが、火災が多様化しているだけでなく、救急搬送業務、応急手当普及活動が増え、更に近年は救助活動も増加している。常備消防は、装備も含めてこのような変化に対応しているが、消防団も本来はもつと装備を充実させるなど、このような変化に対応できるようにする必要がある。このように考えて、日本消防協会は、平成19年度から消火用ポンプだけでなく救助器材を組み込んだ多機能車両を全国に配付してきた。

## 世の中の変化

特に消防団にとって大きな影響があるのは、いろいろな面で見られる世の中の変化である。全国的な人口減少、少子化、高齢化のほか、集落の存続すら危ぶまれるような地域事情、また自営業者の減少、被雇用者の増加、住所地以外での勤務の増加など、これらは、消防団員の確保を一層困難にしている。しかし、何とかしなければならぬ。新法においても公務員の入団を容易にする措置などが設けられた。日本消防協会は、団員確保のため総合的な対策について意見を発表しているが、そこでは、消防団の実態とイメージの両面からより高く評価され、入団が憧れになるように持つていく方向を強調し、少年のころから消防団に親しんでもらえるようにするな

ど、地域との融合を一層深めることを目指している。

## 地域の基盤を担う消防団

消防団の充実強化などで地域の安全度を高めることは地域発展の基盤強化の意味を持つが、かつての青年団のような存在がなくなるにつれ、消防団は地域の人的資源の中心という意味をも持つようになると思われる。消防団員の皆さんのお話を伺っていると、経済的には殆どボランティアの状況でありながら、いざという時にはどんなに苦しい中であっても、使命感を持って、命令のもと組織的な活動をするという人々の素晴らしさ、このような人々の集団が今の日本にもあることを知る。これは感動である。地域の宝ともいえるこのような消防団員の皆さんは、単に消防や安全だけではなく、地域の福祉や活性化など、どのようなことであれ、地域のために必要なことに取り組む中心的なパワーになると思われる。地域コミュニティが変容し、人々との絆が弱くなっているなどの指摘がある中で、消防団という人的なつながりを軸にする組織は、地域の基盤として益々重要な意味を持つであろう。都市自治体の運営においては、そのような観点を加えて、前述の消防団員確保のための総合的な対策など、消防団の充実強化に取り組んでいただきたい。

# 消防団の充実強化に向けて

総務省消防庁国民保護・防災部地域防災室長

河合宏一  
かわいこういち



## 消防団を取り巻く現状と課題

消防団は、市町村の非常備の消防機関であり、その構成員である消防団員は、他に本業



を持ちながらも「自らの地域は自らで守る」という郷土愛護の精神に基づいて消防・防災活動を行っており、地域の安全確保のために果たす役割は極めて大きいものであるが、全国の多くの消防団では、社会環境の変化を受けざまざまな課題を抱えている。

第1の課題は、団員数の減少である。上図のとおり団員数は年々減少して86万8872人（平成25年4月1日現在。特に記載のない限り統計数値については以下同じ）と、戦後一貫して減少していることから、団員の減少に歯止めをかける必要がある。

次に、被雇用者（サラリーマン）団員の割合は上図のとおり71・9%と高い水準で推移していることから、事業所の消防団活動への協力と理解を求めていく必要がある。

また、消防団員の平均年齢は39・7歳となっており、毎年少しずつではあるが上昇していることから、若者の入団促進を図っていく必要がある。

一方、女性団員数は2万785人となって

おり、団員総数が減少する中、その数は年々増加している。とはいえ女性団員がいる消防団は全体の59・4%にとどまっており、女性団員がいない消防団を中心に今後積極的な入団促進の取組が必要である。

さらに、消防団は、東日本大震災において、消火・救急・救助活動はもとより、水門閉鎖や住民の避難誘導・避難所の運営支援など、それぞれの役割に応じて実にさまざまな活動に献身的に取り組み、高い評価を受けている一方で、団員自体に多大な被害が生じたことや消防団詰所や装備等が多大な被害を受けた中での活動等の課題も明らかになったことを踏まえ、団員の処遇改善や装備・教育訓練の充実等に取り組む必要がある。

## 消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の概要

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（以下「消防団等充実強化法」という）は、東日本大震災をはじめ、地震、局

地的な豪雨等による災害が頻発し、住民の生命、身体および財産の災害からの保護における地域防災力の重要性が増大している一方、少子高齢化の進展、被雇用者の増加、地方公共団体の区域を越えて通勤等を行う住民の増加等の社会経済情勢の変化により地域における防災活動の担い手を十分に確保することが困難となっていることに鑑み、消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図り、住民の安全に資するために制定されたもので、議員立法により第185回臨時国会に提出され、平成25年12月に成立したところである。

消防団等充実強化法は、消防団の充実強化に主眼を置きつつ、併せて自主防災組織の充実や防災教育の推進をも図ろうとするものであり、「消防団の強化等」と「地域における防災体制の強化」との2本立ての構成となっている。

まず、第1章の総則において、国および地方公共団体の責務や住民の役割などについて規定した後、第2章では、地域防災力の充実強化に関する計画の策定について規定している。第3章の基本的施策は2節構成となっており、第1節「消防団の強化等」では、①すべての市町村に置かれるようになり、将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在である消防団の強化、②国および地方公共団体による消防団への加入の促進、③公務員の兼業の特例、④事業者・大学等の協力、⑤消防団員の処遇・装備・教

育訓練の改善等の消防団の活動の充実強化などを規定している。また、第2節「地域における防災体制の強化」では、①自主防災組織等に対する援助、②防災に関する学習の振興などを規定している。

### 消防団等充実強化法を受けた 消防庁の対応

消防庁では、消防団等充実強化法の成立を受け、昨年12月24日に消防庁長官を本部長とする消防団充実強化対策本部を設置し、以下に紹介する4本柱の施策を展開している。

#### (1) 消防団への加入促進

まずは地方公務員が率先して消防団に加入して範を示すことが重要であることから、法律の成立に先立って昨年11月8日、新藤総務大臣から全都道府県知事及び全市町村長あてに地方公務員の加入促進を働きかける書簡を发出了。関連して、公務員が消防団に加入する際の兼業許可や、実際の出動等に際して必要となる職務専念義務の免除については、消防団等充実強化法および関連政省令が6月13日から施行されており、簡素な手続により広範に認められるよう環境整備がなされた。

被雇用者団員対策としては、消防団活動に協力している事業所を顕彰する消防団協力事業所表示制度を設けているが、制度導入市町村が平成26年4月1日現在で1046市町村にとどまっていることから、消防庁ではすべての市町村での導入による制度の更なる普及

を働きかけている。また、総務省と特に関連が深い日本郵便会社については社員の加入促進について個別に協力依頼を行った（平成25年12月13日消防庁長官依頼文発出）。

学生団員は2417人と全体的な人数はまだまだ少ないが年々増加しており、体力的にも時間自由度という観点からも大いに期待できる層であることから、文部科学省と連携し、大学生の加入促進、大学による適切な修学上の配慮について働きかけを行った（平成25年12月19日文部科学省通知）。

#### (2) 消防団員の処遇の改善

消防団員の処遇を改善するため、政令を改正し（平成26年4月1日施行）、退職報奨金を全階級で原則5万円引き上げた（最低保証額20万円）。

報酬および出動手当については、普通交付税の積算上、報酬は3万6500円（年額）、出動手当は1回当たり7000円とされており、それよりも特に支給額が低い市町村に対しては引上げを要請してきた。その結果、無報酬であった27団体は来年度中には解消される見通しとなっているが、報酬が1万円に満たないなど、なお交付税単価より著しく低い市町村も多いことから、さらなる引上げを働きかけていきたい。

#### (3) 装備の充実・強化

消防団の装備については、平成26年2月7日に「消防団の装備の基準」（消防庁告示）を大幅に改正し、充実・強化を図ることとしてい

る。具体的には、まず、災害現場での情報共有のため双方向の情報手段を確保する観点から、すべての団員に双方向通信機器（トランシーバー等）を配備することとしている。また、風水害等の災害現場での活動時の安全を確保するため、安全靴（救助用半長靴）、ライフジャケット、防塵マスク等の装備についてもすべての団員に配備することとしている。

さらに、大規模災害等に際して消防団が救助活動に従事する状況が想定されることから、自動体外式除細動器（AED）、油圧切断機、エンジンカッター、チェーンソー、油圧ジャッキ、投光器等の救助活動用資機材をすべての分団に配備することとしている。これらの基準改正に合わせて、消防団の装備に関する地方交付税措置を大幅に増額しており（標準団体（人口10万人）当たり、約1000万円（平成25年）から約1600万円（平成26年）に増額）、各市町村においては、速やかに予算措置をしていただき、一日も早く装備基準に沿った配備が達成されるよう努めていただきたい。

#### （4）教育・訓練の充実・標準化

消防団の現場のリーダーの教育訓練の充実を図るため、平成26年3月28日に「消防学校の教育訓練の基準」（消防庁告示）を改正した。具体的には、従来は座学中心で12時間であった中級幹部科を抜本的に見直し、部長等を対象に現場の指揮について実践的な実技訓練等

を行う「現場指揮課程」（14時間）と、分団長等を対象に分団本部等における指揮に関する教育訓練を行う「分団指揮課程」（10時間）の2つの課程からなる「指揮幹部科」として拡充強化した。

また、救助資機材を搭載した消防ポンプ自動車等を国が消防学校や消防団に無償貸付けし、より高度な教育訓練を実施してもらうため、平成25年度補正予算で30億円（188市町村へ配備）、平成26年度当初予算で3.7億円（18消防学校へ配備）を措置したところである。

#### 市長の皆さまへのお願いと期待

平成26年度は消防団等充実強化法の実質的なスタートの年であり、新法の趣旨を踏まえた消防団の充実強化のための一層の取組が求められることから、4月25日に再度、総務大臣から全都道府県知事および全市町村長あてに書簡を発送し、国としての並々ならぬ意気込みを示した。

消防団の充実強化の成否は、首長のリーダーシップにかかっているといたっても過言ではない。6月24日には、昨年度1年間に消防団員が相当数増加した消防団や地方公務員の入団が特に多かった消防団など19消防団に総務大臣から感謝状を贈呈した。こうした先進的な団体での取組がそのままこの地域でも成果に結びつくという単純なものではないのは承知の上で、市長の皆さまにおかれては、

手段を選ばず、少しでも可能性があるやり方はすべて試みていただきたいという思いを込めて、最後に、特に効果的と思われる方策を列挙するので、参考にしていただければ幸いです。

- ・新採職員全員を研修の一環として任期付き団員に任命
- ・勤務地や通学地での入団を認めていない場合、その要件の緩和
- ・定年年齢の引上げ・撤廃
- ・機能別団員・分団制度の導入（特に大規模災害対応のもの）
- ・市職員のみからなる機能別分団等の編成
- ・自衛消防組織、水防団、女性防火クラブ、自主防災組織等の要員の入団促進
- ・女性の入団促進（特に女性団員が一人もいない団体）
- ・学生の入団促進（特に学生のみからなる機能別分団の編成）
- ・青年消防クラブ（高校生等による消防クラブ）の結成と消防団との連携促進
- ・消防団協力事業所表示制度の導入・推進
- ・消防団協力事業所に対する入札参加資格の加給、報償金供与などの優遇措置
- ・「消防団応援の店」制度の導入による団員・家族への優遇措置
- ・ネットでの入団受付と分団単位での積極的な情報発信
- ・消防団の報酬・手当、装備関係予算の充実

# 消防団活動強化への甲斐市の取り組み

甲斐市長（山梨県）

保坂 武



## 甲斐市の概況

甲斐市は、平成16年9月に旧竜王町、旧敷島町、旧双葉町の3町が合併し、本年度10周年を迎える。

甲府盆地の中西部に位置し、面積は71.94km<sup>2</sup>、人口は県内2番目の約7万5000人の街である。市の西部を流れる釜無川には武田信玄が築いたといわれる歴史的治水施設「信玄堤」があり、南に富士山、北に八ヶ岳、西に南アルプス、東に大菩薩を望むなど、本市では緑豊かな自然環境と調和を図りながら、甲府盆地の新たな発展をリードする「緑と活力あふれる生活快適都市」の実現を目指して、住みよい郷土づくり、誇れる郷土づくりを進めている。

平成26年4月からスタートし、現在放映中のNHK連続ドラマでは、山梨県出身の翻訳家、村岡花子が主人公であり、地元甲州弁が毎朝テレビから流れており、親しみを持って、注目しているところである。

本市では3年前から市民の皆さまが健康な体を維持できるように、「ラジオ体操のまち甲斐市」をキャッチフレーズに普及に取り組んでいるが、このような背景の中でラジオ体操の推進に、甲州弁を活用し、さらなる普及を図ろうと、このほど甲州弁ラジオ体操第1のCDを制作した。

CDの反響は大きく、希望者については、1000円以上の「ふるさと応援寄附金」の特典として贈呈する方法を取り、ラジオ体操の取り組みを広めている。

## 甲斐市消防団の現状

近年、東日本大震災をはじめとする自然災害は全国各地で発生し甚大な被害をもたらしているが、本市では、南海トラフ地震や東海地震など大地震の発生が懸念されている中、災害時に備え防災対策を進めている。また、災害は発生するもの、いつでも起こり得るものであり、災害が起こった時にいかに被害を少なくするかという「減災」

に重きをおいて取り組んでいる。今後はさらに、自助・共助・公助の認識のもと、自主防災組織や災害弱者の支援体制の強化・充実を図ることが必要となるが、大規模な自然災害が発生した場合は、常備消防だけでは対応できないことは明らかであり、非常備消防、特に消防団の存在は重要性を増していることから、本市では、消防団の車両や施設・備品について計画的に整備を進めている。

しかし、消防団員については全国的にその数が減少している中で、本市においても例外ではなく3町が合併し甲斐市が誕生した平成16年9月の消防団員数611人に対し平成23年4月は551人であり、年々団員数の減少と高齢化が顕著になってきていることから団員の確保が課題となっていた。

## 新任職員消防団入団研修

このようなことから本市では、慢性的に不足する消防団員の確保対策と地域の防災・



緊張した面持ちで最前列に整列する新任職員の様子

防犯に寄与している消防団の活動を深く理解し、地元の人たちとの交流を深めることを目的として平成24年度より新採用職員を対象に採用後2年間の地元消防団への入団研修を実施している。

消防団へ入団することにより、初期消火

や風水害などの災害に対応する基本的な知識と技術を習得するとともに、消防団員として世代を超えた地元消防団員との交流を図りながら地域の行事等にも積極的に参加する機会を得ることで、自分自身を大きくんでくれた地域、また、市外から移り住んだ地域に対する郷土愛の醸成も期待できる。

2年間の消防団入団については、新採用職員「研修」として位置付けていることから、新採用職員は、入団研修の趣旨を十分理解し積極的に参加し活動している。

昨年度消防団入団研修に参加した35人の採用職員からは、「消防団という規律を重んじる組織に初めは戸惑いながらも、それぞれの分団の活動を通してその重要性を理解することはもちろんのこと、地域の行事に消防団員として参加することで今まで知らなかった地域の歴史や文化を享受することができ、『地域を守りたい』『地域に貢献したい』という気持ちが芽生えた」という感想を得ている。これは、実際に消防団に入団しなければ体験出来ないものであり、新任職員消防団入団研修の成果である。

ると考えている。少子高齢化が進み人口の減少に歯止めのかからない現在、消防団員の確保は重要な課題であるが、このような気持ちを堅持し率先して地域活動に参加することは、消防団の活性化に繋がると考えられる。

また、女性消防団員については、従前は1人であったが新採用職員が入団することによって現在は23人が活動しており、地域の市民からも温かく見守られ女性の視点に立った消防団活動が出来るようになった。

平成24年度採用職員13人は、この3月で消防団入団研修を終了したが、この内3人が引き続き、地元の消防団に所属し、防災・防犯の啓蒙活動や各種訓練などの消防活動に取り組んでいる。2年間の研修を終了し、退団した10人についても、この2年間の研修で得たものは、他では得がたく貴重なものであり今後の市役所業務に役立つことを期待している。本市では、年度ごとに新任職員から提出された研修レポートを「甲斐市消防団入団研修報告書」として本市のホームページで紹介し、市民の皆さまからも、消防団の活性化についてご意見をいただくなどのご協力を得ている。

### 機能別消防団員の設置

また2つ目の取り組みとして、居住者が少

なく団員確保が困難な山間部の消防組織の強化と、就業等のため出動人員の確保が困難な昼間の対応強化を目的とした「機能別消防団員」の設置を本年4月から行っている。

機能別消防団員は、全国的にも導入が進んでおり、各自治体においても重要度が増しているところであるが、本市でも地域防災体制強化のための最善策であると判断し、本年2月、条例の一部改正を行うとともに新たに要綱を制定し、20人を任命したところである。

本市の中北部はいわゆる山間地であり、南部の都市部と比較して山林火災や大規模な土砂災害など、被害が局地的に集中することが

懸念されるが、当該地域は高齢化、人口減少の進行に伴って団員確保が非常に困難な状況であることから、確実かつ安定した消防活動を行うために、団員の確保が急務となっている。併せて、就業構造の変化に伴い、本市においても農業従事者や自営業者の減少と民間企業等就業者の増加傾向が顕著であることから、多数の団員が管轄区域外で就業している状況となっており、昼間の時間帯における消火・防災活動に支障を来たす原因となっている。

そのような状況に鑑み、日中に管轄区域内に所在し、かつ、即戦力になり得る存在として退職した消防団員OBに着眼したところ

ある。消防団員OBは消防活動の経験が豊富であるだけでなく、管轄区域内の地理、水利に精通しており、有事の際には十分な活躍が期待できることから、火災・災害対応に特化した機能別消防団として組織することにより、最大限の効果を発揮するものと考えている。今後は本市の消防組織強化策の要として一層の充実を目指し、装備、人員確保の強化を図っていく予定である。

これまでの取り組みの成果として、平成26年度の消防団の団員数は608人となったが、市民の生命と財産を守るため今後も消防団員確保に向けた取り組みを実践していきたいと考えている。

平成24年度新任職員  
甲斐市消防団入団研修報告書



平成25年2月  
甲斐市

甲斐市消防団  
入団研修報告書



平成26年3月  
甲斐市

# 地域と協働した 消防団への取り組みについて

松阪市長 (三重県)

山中光茂



## はじめに

平成23年3月11日に起きた東日本大震災における未曾有の災害を契機に、全国的に地域における自助、地域防災力の強化の取り組みが活発となつてきている。その中でも、地域防災の中心となるべき存在が消防団の皆さまであり、松阪市においては、山林から、海辺までさまざまな地域を有しており、統一的な防災マニュアルが必要なことはもちろんであるとともに、各地域独自の災害に対応するため、それぞれの地域の消防団の役割がますます重要になってきている。

本市においては、平成22年度に総合計画『市民みんなの道標〜未来につなげるまちづくり計画〜』を策定し、この計画で掲げた未来の姿「市民みんなで幸

せを実感できるまち」の実現に向け各施策を展開している。その中でも重要施策である「うるおいある快適なまちづくり」という分野において、市政運営の原点である「当たり前」の幸せを守り続けていくために、市民の「いのち」「痛み」を尊重し、また地域の絆の中で、地域の防災力を高め、災害に強い安全なまちづくりを推進している。

この地域の防災力の中心である消防団の団員募集を中心とした取組状況について紹介させていただきます。

## 組織機構改正による団員募集

現在の松阪市は平成17年1月1日、旧松阪市・嬉野町・三雲町・飯南町・飯高町の1市4町の合併により誕生し、平成26年4月1日現在の総人口は16万8987人、総世帯数は7万1541世帯ですが、山間部では過疎化が進んでいる地域もあり、人口の多くは伊勢湾に面した平野部に集中している状況である。

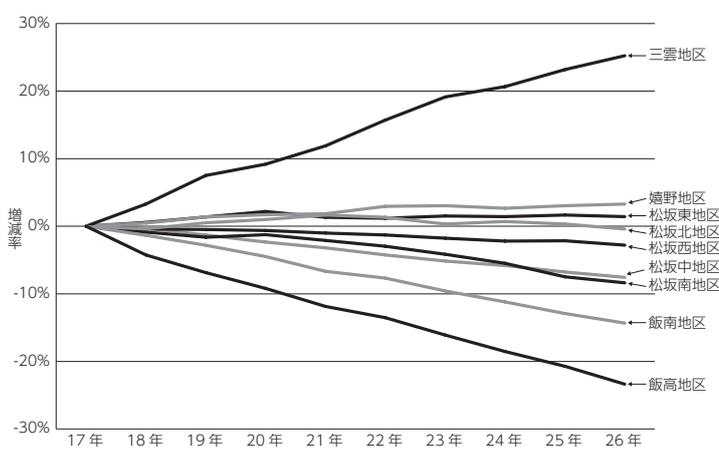
消防団についても平成17年1月1日に合併

により新しく「松阪市消防団」として統一され、統括団長以下5方面団長を配置し、消防団員の条約定数は合計で1420名となったが、団員数については当時は、1319名と

松阪市消防団地区図



図1 松阪市 地区別人口増減率 (17年1月1日基準)





水防訓練現場



地域連携防災訓練

101名もの欠員が生じている状況であり、特に過疎化の進む山間部では、消防団員の担い手が少なく、消防団員の補充が困難であり、定員削減の要望も多数ある状況であった。

市内主要施設へ団員募集ポスターの掲示、地元新聞やケーブルテレビ（行政チャンネル）、市ホームページへの募集および消防団の活動状況の掲載等、広報活動を推進したものの、やはり人口の減少が著しい地域での欠員補充が困難な状況は改善されなかった。

そこでまず、松阪市の重点施策に、消防団組織の見直しと防災体制の強化を掲げ、消防団の「組織機構改正」に着手し、関係地区の自治会において説明会を行うとともに、分団長以上の幹部団員による戸別訪問等にて地

道な説明活動を継続して行った。こうして、意見を集約することで地域の理解と協力を得ることができ、消防団の「組織機構改正」を進めることができた。

「組織機構改正」では、人口の減少が著しい地域については、団員数の減少を補完するため、軽四輪小型動力ポンプ付積載車導入等の施設整備を積極的に行い、機動力を充実させ、各分団の活動範囲を広げ、区域間の協力体制を強化することで、災害時の要員数を補い合うように調整を行う一方で新興住宅地をはじめとする人口・世帯が増加した地域および高層マンションが複数存在する市街地については、2分団と1班を新設および1班を分団に昇格させることにより定員を増やし、災害時の体制を強化できるように調整を行った。

これらの地道な説明活動を継続した結果、平成19年9月1日に団員数が条例定数である1420名となり、自治会を基礎とした地域の防災体制を整えることができた。また、平成20年3月7日にこれらの活動が評価され、日本消防協会の特別表彰である「まとい」を受章することができた。

### 地域とともに成長する消防団へ

平成19年1月1日に消防庁が「消防団協力事業所表示制度」の運用を開始したことに伴い、本市においても平成19年4月1日より要綱を定め、消防団員を雇用する市内の大手企業を中心とした事業所について、消防団活動

への一層の理解と協力を得ることを目的として、積極的に訪問・説明を行い、また消防団協力事業所の認定基準に適合している事業所に対し、表示証の交付を行っている。

平成25年8月までに計18事業所を認定しており、本年度も重要施策に位置づけ、積極的に事業所を訪問するなどして消防団協力事業所の拡充に取り組んでいる。

さらに、女性団員を積極的に募集し、5方面団それぞれに女性分団を設置し、平成26年7月1日現在で合計61名が活動している。火災予防の啓発はもちろん、応急手当の知識の普及においては、ほぼ全員が応急手当指導員の資格を取得し、指導を行っている。

また、各種イベントへ出向し、手作りの人形劇による防火・救急啓発活動を行う等、活動の幅を広げている。

また、平成18年より元消防職員および元消防団員を対象に、「松阪地区消防支援隊」を組織しており、平成26年4月1日現在で160名が登録していただいている。

この消防支援隊は、大規模災害発生時にその知識や経験を生かし、それぞれの地域の消防署や消防団の活動の支援をさせていただくことを目的としており、毎年1回研修会を開催し、退職および退団後も引き続き、地域の安全のためにご協力をお願いしている。

### 東日本大震災による体制の見直し

平成23年3月11日に発生した東日本大震災

図2 消防団員数の推移（それぞれ4月1日で算出）

消防団員数		17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年
松阪方面団	中地区	84	91	104	115	114	114	122	121	118	114
	東地区	86	96	98	98	100	101	103	105	102	108
	西地区	123	128	133	135	136	136	138	140	134	140
	南地区	63	63	63	64	66	66	66	66	67	67
	北地区	77	75	79	81	82	82	82	82	79	82
嬉野方面団	243	254	256	256	260	264	259	260	258	275	
三雲方面団	243	250	252	254	248	246	247	247	223	227	
飯南方面団	198	195	195	200	200	200	198	198	193	196	
飯高方面団	214	211	215	217	214	211	205	201	196	201	
合計	1,331	1,363	1,395	1,420	1,420	1,420	1,420	1,420	1,420	1,370	1,410

を受け、松阪市消防団においても、消防団の体制について大幅な見直しを行った。

装備面では、緊急伝達システムとして消防団波の携帯無線機を統括団長以下各分団まで135基配備済みであるのに加え、各分団内でも詳細な指揮統制が可能となるよう、携帯型特定小電力トランシーバーを303機、全分団に情報収集用の非常用ラジオ計370台、沿岸部の全分団にライフジャケット

650着を追加配備し、消防団員の安全を確保した。

消防団員についても、災害はもちろん訓練等にもあまり参加できない状態の団員について、各分団において相談の上、交代・退団をお願いする等の対応を行った。このことにより平成25年4月1日時点で実員数は1370人にまで減少した

が、より活動意欲の高い方に入団していただけの体制を作ることができた。

### 住民協議会等の協力による団員募集

本市では平成24年4月より順次おおむね小学校区を対象とした計43地区にまちづくり協議会という名称で住民協議会が設置され、この住民協議会を中心としたまちづくりを進めている。

住民協議会とは、地区ごとの政策課題を地域住民自ら計画を立てて実行・解決していくこと、すなわち住民自治が求められており、それぞれ地域の特色を生かした取り組みが進められている。防災に関して地域ごとで自主防災組織の結成や住民協議会主導による防災訓練の実施など、地域の防災力について非常に関心が高まってきているところである。

こうした住民協議会主導の訓練等の指導を地元分団が行ったり、消防団幹部等による自治会や住民協議会への積極的な参加や働きかけにより、地域みんなで支え合うという体制が強化され、消防団の活動にもご理解をいただけるようになった。その結果、その中から新しく消防団員として、また地域の防災リーダーとして活動していただける方が入団される中で、平成26年7月1日には団員数を1414人とすることができた。

### さらなる地域との協働

前述のとおり、本市における消防団員数については、地域の理解と協力において条例定数まであと一歩となった。

しかし大切なのは、消防団員数だけではなく、総合計画に沿って災害に強い安全なまちづくりをしていくことであり、そのためには自治会、住民協議会、自主防災組織をはじめとする地域との協働がこれまで以上に重要であると考えている。

松阪市消防団の団員の約76%にあたる1070人が被用者、いわゆるサラリーマン消防団員であり、平日の昼間の災害対応については、平成25年度実績で、松阪市消防団が出動した全11件の火災において、被用者の出動は出動要請を行った延べ526人中137人で(約26%)であり、十分な人数を確保できていた訳ではない。

このような状況も、単純にその時間帯を補完する「機能別分団」を設置することだけが解決方法ではなく、地域と協働により、地域の防災力を高めることで解決できると考えている。

地域の「当たり前前の幸せ」を守り続けていくために、これからの時代の変化に柔軟に対応していく消防団を地域住民の皆さまと協働して育て続けていくことが大切だと確信している。

# 松山市型・消防団の 充実強化への取り組み

まつやま  
松山市消防団長（愛媛県）

い  
どよしあき  
井戸善昭



## 松山市について

松山市は愛媛県の中央部に位置し、瀬戸内海に突き出した高縄半島の西部および忽那諸島などから構成されている。市街地は三方を高縄山系や石鎚山系の1000m級の山岳に囲まれ、石手川や重信川によって形成された松山平野の北部を中心に広がっており、温暖な瀬戸内海気候に属する比較的穏やかで、災害の少ない土地柄である。平成17年1月には松山市の北側に隣接する北条市および北西の海上に位置する中島町と合併し、四国で初の50万都市となった。

また、今年には「瀬戸内海国立公園指定80周年」「道後温泉本館改築120周年」「四国八十八ヶ所霊場開創1200年」の大きな節目の記念すべき年であることから、道後を舞台に国際芸術祭「道後オンセナート2014」や愛媛・広島両県で瀬戸内しま博覧会「瀬戸内しまのわ2014」を開催し、

市を挙げて訪れる人を笑顔にできるよう全力で取り組んでいる。

## 消防団について

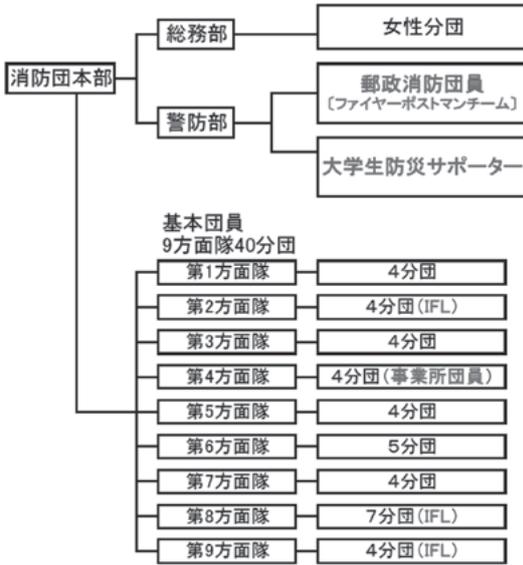
消防団は、「自らの地域は自らで守る」という郷土愛の精神により、住民主体で組織されており、常勤の消防職員が勤務する消防署とは異なり、平時は各自の職業に従事しているものの火災などの災害発生時には自宅や職場から現場へ駆けつけ、消火活動はもとより人命救助や住民の避難誘導などを行うことが主たる役割である。特に、大規模災害時においては、地域密着性、要員動員力、即時対応

429.06km<sup>2</sup>  
517,024人  
227,989世帯  
2013年1月1日現在



松山市消防団組織

1団1本部9方面隊41分団(定数 2,501名)



力といった消防団の特性を生かした活動により住民の期待と信頼に込めてきた。一方で、近年の消防団を取り巻く環境は、若年層を中心とした価値観やライフスタイル

の多様化、就業構造の変化、団員の高齢化などのさまざまな課題に直面し、全国的に消防団員の減少に歯止めがきかない状態になっており、平成2年には団員数が100万人を割り込み、現在では86万人台となっている。

私が消防団に入団した昭和53年ごろは、消防団員の定員は常に充足しており、先輩が退団しなければ入団できないといったほど、消防団活動も活発であった。従来、消防団の業務は、火災や風水害の現場の実務を主として活動していたが、現在の消防団の担うべき役割は、平時の訓練、研修、水利調査はもとより、災害の多様化や救急需要の増大から各種の住民指導・啓発、広報等へと拡大されたことにより、団員個々

への負担が大きくなっている。しかし、相反して消防団員は被雇用者化や高齢化等によって、住民の期待に十分応えられないジレンマから退団せざるを得なくなることや入団をためらうなど、本来は評価すべきボランティア精神や消防団員氣質が負担にもなっている。

松山市では、これを喫緊の課題として捉え、すべての活動を担っていた元来の団員(以下、基本団員という)の活動の一部を専門的に補完するため、職種や年齢、性別の特徴を生かした女性消防団員や全国初となる機能別消防団員を採用するといった新たな取り組みを行い基本団員の負担軽減を図るとともに、日常の活動を充実させることにより地域防災力の強化を図っている。

このような全国に例のない制度を導入し、消防団の機構改革が行えたのは、消防団の課題、問題点に関し全団員へのアンケート調査や若手団員の代表者による活性化推進委員会幹事会での意見を団幹部で構成する委員会で検討し、消防局と協議を繰り返した結果を市長に丁寧に説明し助言や修正をいただき市議会の承認を得るなどして実現できたものである。

女性消防団員

大規模な災害が発生した場合に消防団は

災害現場の最前線で消火・救助といった活動を行わなければならないが、避難所の運営等の後方支援活動も大切な役割の一つである。また、平常時には市民への防火防災指導、応急手当講習といった普及啓発活動も求められている。こうした災害時の避難所運営（消火、救助などの現場活動は行わない）や平常時の住民指導を主な役割として、本市では平成14年に女性消防団員を採用した。当初は62名の体制でトップは部長階級であったが、年間200回以上の地域住民への応急手当の普及啓発活動や防火防災指導等の活動が広く市民や消防団幹部から評価され、平成23年には松山市で41番目の新たな分団として再編成した。

### 郵政消防団員

全国で始めて平成17年4月に機能別消防団員として誕生したのが、「郵政消防団員」通称ファイヤーポストマンチームである。郵便局の集配業務を担当する職員は、郵便配達で地理や地域の実情に精通していることから、大規模災害が発生した時、被災状況の情報収集や避難誘導等の活動にあたることとしている。当初は、南海地震が発生した場合、本市で被害が大きいと予想されるのが瀬戸内海沿岸地域で、過去においても台風などで大きな被害が発生している海

岸周辺地区を担当する郵便局に協力をいただきスタートしたが、東日本大震災を契機に、他の地区の郵便局にも協力をいただき市内全域の情報収集体制を確立することができた。

### 大学生消防団員

平成18年4月に採用したのが大学生の消防団員（通称：大学生防災サポーター）である。採用基準は、市内の4年制の大学生とし、災害時においては、避難所の運営活動（情報連絡、物資管理・配布、通訳、応急救護）、平常時においては、地域住民への応急手当の普及啓発活動や消防団員募集等の広報活動を主な役割としている。若い団員を入団させることで、高齢化の進む消防団の活性化を図るとともに、大学生には将来の消防防災の担い手となることを期待しており、大学卒業後には、地元で消防職員や消防団員になったケースも出てきている。

### 事業所消防団員（通称：ネッツトヨタ瀬戸内チーム、フジファイヤーチーム）

被雇用者（サラリーマン）の消防団員の増加に伴い、昼間、地元の消防団員が勤めに出で、日中の活動人員が減少してしまうという状況が市街地で顕著になっていた。このため事業所に協力を求め、営業時間内で

の消防団活動に役割を限定した事業所消防団員を平成18年12月にスタートした。現在、自動車販売会社のネッツトヨタ瀬戸内株式会社の社員、チェーンストアの株式会社フジの社員による事業所消防団員を採用している。

### 島しょ部消防団員（通称：アイランドファイヤーレディース）

市内の島しょ部では、過疎化、高齢化が著しく消防団員の確保が難しい状況であり、また、昼間、男性の消防団員が島から勤めに出るため、島内の消防力が低下してしまうことから、日中に限定して火災や風水害等の現場活動を主な役割とする女性消防団員を平成24年4月に採用した。

### 『まつやま・だん団プロジェクト』消防団を応援する体制

自分の危険を顧みず、地域の安全・安心を守っている消防団員を市全体で応援しようという「まつやま・だん団プロジェクト」を平成24年4月から開始した。これは顔写真・氏名等を入れたIC機能付カードを消防団員証として全団員に配布し、応援事業所で提示すれば料金割引など特典が受けられるとともに、市内の電車やバスは1割引まで利用できるというもので、現在、市内

の百貨店や飲食店など218事業所に応援をいただいている。また、このプロジェクトに賛同いただいたサントリー・ビバレッジ・サービスでは「がんばれ消防団」とラッピングした松山市消防団員応援自動販売機を市内12カ所に設置し、売り上げの一部を消防団活動へ寄付していただいている。

### 進化する消防団

大規模地震や近年の局地的な豪雨等による災害発生時はもとより、平時における救助事業や障害物の除去などが必要な事態において、迅速かつ効果的な消防活動を行うため、多様な職業にある消防団員の中から、重機と操作資格を有した者を選抜し、平成25年5月に「機動重機消防団」を創設した。

また、平成25年11月には、広報活動も消防行政にとって重要な役割の一つであることから、大学生消防団員「大学生防災サポーター」に愛媛大学吹奏楽団が入団し、全国で初めてとなる機能別消防団員による「松山市消防団音楽隊」を結成した。これにより、各種の防火防災イベントにおいて音楽を通じた広報や啓発活動を行うとともに、大規模災害時における避難所活動を支援する消防団員を確保することができた。

### 柔軟な定員管理

消防団員は生業の都合等により年度途中で退団する場合もあり、また、途中で入団を望む人もいる。

これが同一分団で時期も合致すれば充足となるがそうもいかないのが現状であることから、年度末の定年退職の欠員を待つのではなく即入団可能とするため、定員管理を分団から方面隊へ拡大し、かつ公募入団制へ切り替え一人でも多くの団員を確保することとしている。

### 現在の松山市消防団

松山市消防団は、1団9方面隊41分団で組織し、平成26年7月1日現在の消防団員数は、定員2501名に対して実員が2412名で、充足率は96.4%となっており、団員数は年々増加している状況にある。

消防団員数の内訳は、基本団員が2195名（内女性94名）、機能別消防団員の郵政消防団員が66名、大学生防災サポーターが118名、事業所消防団員が22名、アイランドファイヤーレディース（島しょ部女性団員）が11名となっている。また、機能別消防団員を含めた女性消防団員数は

191名を擁し、消防団単位で見ると日本一の人員を誇っている。

### 今後の抱負

消防組発足から120年、自治体消防も65周年を迎え、全国の消防は、目覚ましい発展を続けているが、特に消防団は発生が危惧される南海トラフ巨大地震などの大規模災害において、欠くことのできない存在であると思っている。

昨年12月には「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」が制定され、消防団員の処遇改善や装備、服装などが強化されることとなった。国を挙げて消防団に手当をされたことは、非常に心強く感謝する反面、私ども消防団員はさらなる責任と使命を自覚しなければならない。

徳川吉宗が常火消や大名火消よりも町火消の団結力や連帯感を認め強化していったように、消防団が地域の先頭に立ち、住民のさらなる理解と協力を得られるよう、防災士数全国一である本市の自主防災組織や企業、各団体との連携を一層深め、安全で安心して一人でも多くの人が笑顔で暮らせる「全国に誇れるわがまち松山」を目指して、「松山市型・消防防災体制」を一層推進したい。